大野市制施行７０周年・金森長近公生誕５００年記念

# 金森長近公のあゆみ






2024. 6.29（土）— 12.1（日）

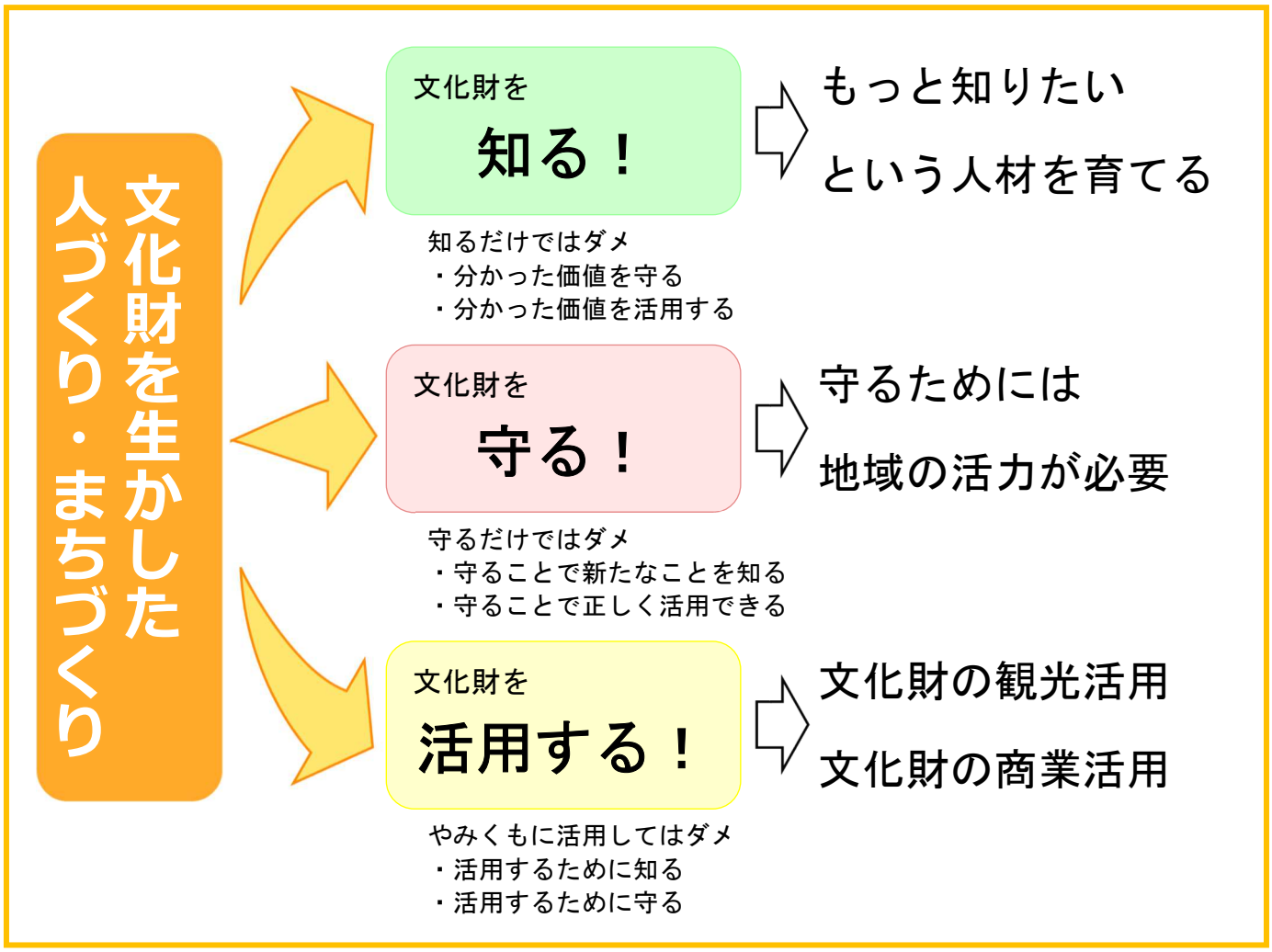
大野市歴史博物館
福井県大野市天神町２－４
電　話　０７７９－６５－５５２０
メール　hakubutsukan@city.fukui-ono.lg.jp

大野市教育理念：めいりんの心を重んじ 育てよう大野人

# 大野市文化財保存活用地域計画（おおのしぶんかざいほぞんかつようちいきけいかく）

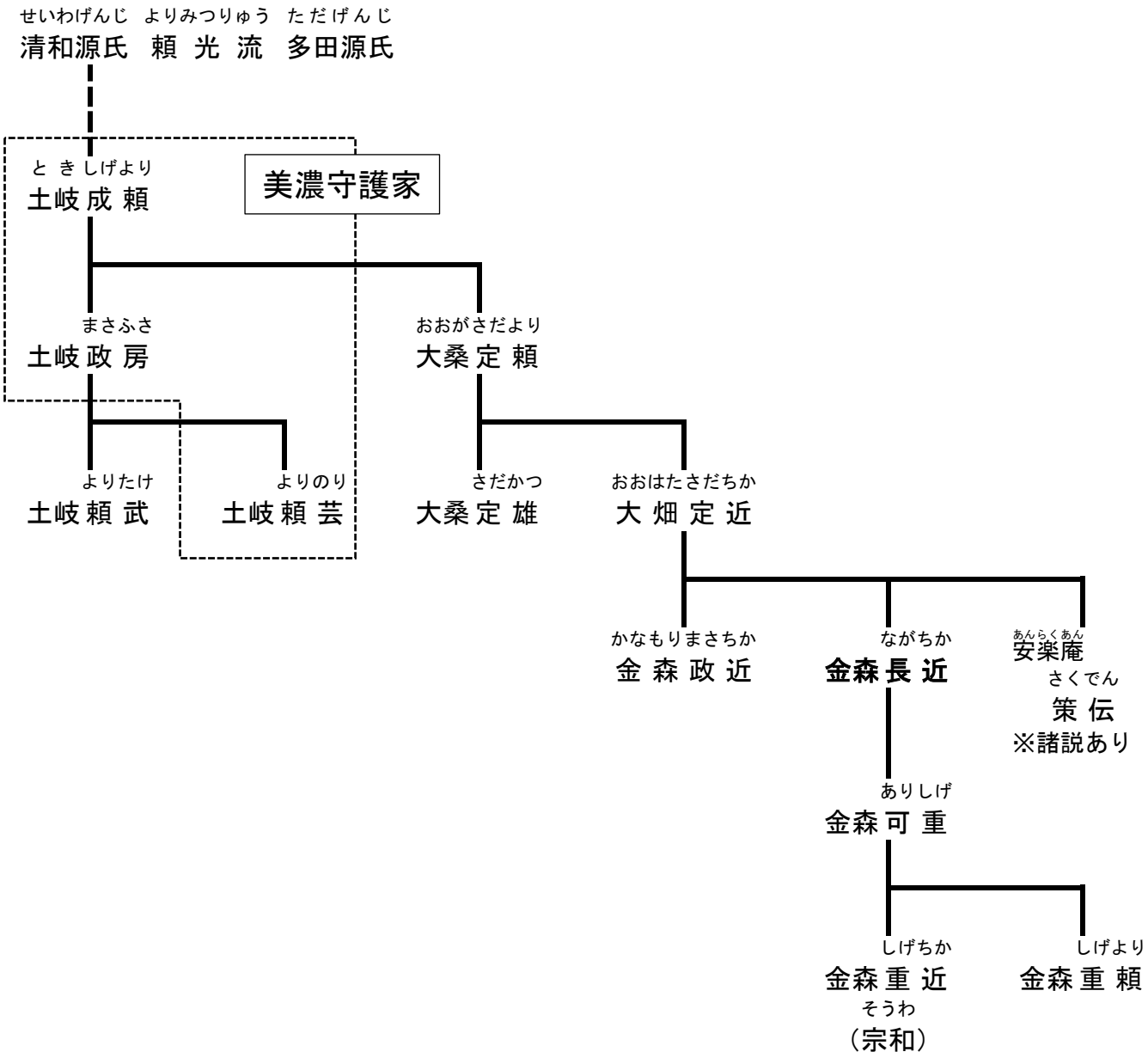
令和４年２月　作成
令和４年７月　文化庁認定

大野市の文化財を適切に保存し、かつ積極的に活用をしようという計画です。




この「 金森長近公のあゆみ 」は、大野市制施行 70 周年・金森長近公生誕 500 年を記念するとともに、「大野市文化財保存活用地域計画」の方針⑤「市民の文化財に対する関心と保護意識の醸成、来訪者が文化財を楽しく知る機会の創出（特別展・企画展の開催）」に対応して開催します。

# かなもりながちかこう　かけいず
# 金森長近公 家系図




名字について

系図に「土岐」「大桑」「大畑」「金森」と４つの名字が出てきますが、名字は「所領としている土地（本貫地＝名）」を意味しています。つまり、「金森長近」は、「金森の地を所領している、または出身など所縁がある長近」という意味です。ちなみに、ここに登場する人たちの「氏」はすべて「源」です。

## 寺内町 近江国金森

永正14年（1517）、美濃守護の土岐家で家督争いが起こりました。この争いは美濃国内（現在の岐阜県南部）を分断させ、大きな混乱に発展しました。

土岐氏の一族だった大畑定近はこの混乱を避けるため、幼かった長近公ら一族を連れて、近江国野洲郡金森（現在の滋賀県守山市）（以下、近江金森）へ移住したといわれています。

この地で育ったことから、長近公は名字を「金森」としたようです。

近江金森は、東山道から琵琶湖へ通じる志那街道が通っていたことから、古くから宿駅として発展していました。また、金森惣道場（金森御坊）（浄土真宗）を中心とした寺内町（計画都市）が整備されていました。

## 戦国武将 金森長近公

天文10年（1541）、金森長近公は18歳で尾張国の織田信秀に仕え、当時8歳だった信長の養育係を務めたといわれています。

戦上手だった長近公は、信長の親衛隊ともいわれる赤母衣衆に加わりました。また、信長から名前の一字「長」を賜り、名前を、それまでの「可近」から「長近」に改めたといわれています。



【参考】母衣
一の谷の戦いで平敦盛を呼び止める熊谷直実（『一の谷合戦図屏風』永青文庫所蔵）・パブリックドメイン

布（母衣＝幌）が背と腰に固定されており、風で膨れるようになっている。
伝令役として合戦場を駆けるため、背後からの矢の攻撃を防ぐのに役立った。

昔から、東アジアを中心に、高位の人物を本名では呼ばないという習慣がありました。これは、本名はその人物の人格と強く結びつくもので、本名を呼ぶことで、その人を霊的に支配できると考えられたためです。信長にとって「信」は一族の男子（信秀、信忠）に共有して付けられる「通字」でしたが、「長」は個人を示す「偏諱」であり、他人、とくに家臣など下位の者は避けるべき文字でした。

「偏諱」を与えることは、信長が長近公に深い信頼を寄せていたことを示しています。

## 金森長近公大野思召立見聞書付写

金森長近公が大野を手に入れるきっかけは、天正3年（1575）、織田信長による越前一向

一揆攻めでした。この時の長近公の様子が、「金森長近公大野思召立見聞書付写」（1786年写し・飛騨高山まちの博物館 所蔵）に詳しく記されています。

・長近公は 18 歳で信長に仕えた。
・22 歳の時、三度の戦での功績を認められて信長の赤母衣衆に加えられ、26 歳の時に足軽 50 人と騎馬 3 騎に雑兵を合わせて 115 人を与えられ、美濃国を本拠地とした。
・信長による越前一向一揆攻めの計画を知った長近公は、「大野郡五千貫之分、何とそ自力を以手ニ入申度願存じ奉り候」（大野郡の五千貫の土地は何としても私が攻略し、自分の所領にしたい）と名乗り出た。信長はこれを認め、手に入れたものはそのまま長近公のものにすることを許した。
・長近公は 564 人を与えられ、5 つの部隊に分けた。
・次々と従う者が集まり、総勢が 680 人に増えた。
・8 月 1 日、美濃から大野郡に入り笹又に本陣を置いた。

| | |
|---|---|
| 田嶋 道楽 | 111 人 |
| 宇都宮 兵部 | 84 人 |
| 長近公の旗本 | 200 人 |
| 金森 七右衛門・弥次右衛門・日根野 古蔵 | 70 人 |
| 遠藤 惣兵衛 | 100 人余 |

※計算が合いませんが資料のままとしました。

・長近軍の先鋒隊は「穴馬通杞木道（読み方不明）」から「大篠久手中峯（読み方不明）」に出張し、「小穴馬さか（読み方不明）」13 カ所・在家 60 軒を焼き、田を刈り取った。（いずれの地名も不明だが、『大野市史』では「大篠久手」を佐開から木本にかけて、「小穴馬坂」は木本から笹又峠に向かう街道と推測する。）
・長近公は一揆勢による夜討のため傷を負ったが、遠藤惣兵衛らの防戦により助かる。長近公の苦戦に、美濃の武士が援軍派遣を申し入れた。

## 展示資料 1　金森長近書状

時代　（天正 3 年（1575））7 月 23 日
所蔵　専福寺（友兼）

織田信長の越前一向一揆攻めの際、金森長近公は事前に専福寺（真宗高田派・友兼）等に書状を出し、大野郡侵攻への協力を求めました。

信長や長近公の一向一揆攻めが宗教弾圧ではなく、武装集団と化していた本願寺

其国乱入ニ付て、大野郡至、被抽忠節おいてハ、一所可申付事、不可有相違候、恐々謹言

七月廿三日　　金森五良八　長近

専福寺
賢松寺
保福寺
山田兵内助殿
山田猪介殿
戸田権内殿
印牧勝蔵殿
同十城坊
笠井三郎右衛門尉殿
野尻与一殿
御宿所

派との合戦であったことから、真宗高田派など他の勢力と協力体制を築くことは、不要な混乱や衝突を減らし、また、平定後の統治を考えるうえでも大変重要でした。

当時の真宗高田派は、専修寺10世・真慧の後継をめぐって応真（真慧の子）派と真智（真慧の養子）派に分裂しており、たがいに朝廷・幕府・大名など世俗権力への接近を競っていました。信長や長近公への協力にも抵抗は少なかったのかもしれません。

## 真宗高田派

嘉禄元年（1225）、親鸞は信濃国（現在の長野県）の善光寺からその本尊である一光三尊仏の写しをもらい受けると、下野国高田（現在の栃木県真岡市高田）の寺院に安置しました。この寺院を本寺高田専修寺といい、真宗高田派の本拠地となりました。

寛正5年（1464）に専修寺10世を継いだ真慧が北陸から中部にかけて勢力を広げたことから、高田派は浄土真宗内でも佛光寺派に次ぐ第二の規模となりました。しかし、蓮如が本願寺8世を継ぐと本願寺派は急速に勢力を拡大し、高田派から本願寺派に替わる門徒や寺院が増えました。かつては真慧と蓮如は親友でしたが、勢力をめぐって、次第に両派は対立するようになりました。

文明5年（1473）、加賀国（現在の石川県南部）の守護の富樫氏の家督争いをきっかけに、両派の対立は合戦へと発展しました。その後も「加賀一向一揆」（1488）や「大小一揆の乱」（1531）、「三河一向一揆」（1563）で両派は合戦しました。

こうした関係を利用し、織田信長は天正元年（1573）の越前一向一揆攻めの時に越前国内の高田派の協力を求め、有力な高田派寺院である称名寺（福井市折立）や専福寺（友兼）もそれに応えたのでした。

## 展示資料２　金森長近安堵状

時代　天正11年（1583）11月20日
所蔵　専福寺（友兼）

織田信長の後継者をめぐる柴田勝家と羽柴（のちに豊臣）秀吉の対立は、賤ケ岳の戦い（天正11年4月）に発展しました。勝家は敗れて自害し、佐久間盛政（勝家の重臣）は殺害されましたが、戦わずに撤退した金森長近公は秀吉への降伏が認められ、これまでどおり大野郡を与えられました。

友兼村之内、屋敷方一縄、令免許処、不可有異儀者也、仍状如件

天正十一
十一月廿日　　五八入
　　長近

（専）
泉福寺

この安堵状は、長近公が同年 11 月に専福寺（友兼）の寺領の所有を認め、安全を保障した書状です。長近公は天正 3 年（1575）の大野郡侵攻の際に専福寺に協力を求めており、その見返りとして大野郡平定時に寺領の安全を保障したはずです。この書状は、秀吉の配下となった以降も引き続き専福寺の安全を保障するために、改めて発行したものと思われます。

## 展示資料3 金森長近禁制

時代　天正 3 年（1575）9 月
所蔵　称名寺（福井市折立）

大野郡侵攻の際に協力をしたことで、金森長近公は称名寺（真宗高田派・福井市）の安全を保障しました。寺敷地内での乱暴狼藉や収穫物の略奪、竹木の伐採を禁じるほか、「制札銭」（禁制を交付してもらうための取次銭）や「上使銭」（派遣される者への礼銭や彼らをもてなす経費）、「指出銭」（軍費調達のため臨時に課した役銭）の負担を免除しました。もし、長近公の家臣が称名寺に迷惑をかけ、あるいはこれらの経費を要求すれば、速やかに長近公のもとに報告がなされるようになっていました。

禁制　　折立村之内　正明寺

一、甲乙人等濫妨狼籍之事、
一、毛上一切不可苅執之事、
一、山林採伐竹木之事、
右条々堅令停止畢、若於違背之輩者、遠可処厳科者也、仍執達如件、

天正参年九月日　　金森五郎八

制札銭、上使銭幷指出銭之事、一切不可出、若何かと違乱輩於在之ハ、早々可注進之候者也、

戦国時代は侵攻先での略奪行為は正当な報酬と考えられていたため、こうした協力者の安全を保障することはとても重要でした。

## 展示資料4 金森長近禁制状

時代　天正 6 年（1578）9 月 3 日
所蔵　恵光寺（日吉町）
指定　大野市指定

織田信長による越前一向一揆攻めの結果、本願寺派門徒は処刑されるか、他の宗派への転向を命じられました。その転向先の一つが時宗でした。

金森長近公は恵光寺（時宗・日吉町）に対する乱暴狼藉を禁止し（第一条）、役務を免除している（第三条）ことから、内容は不明ですが、恵光寺も大野郡平定になにかしらの関係を持っていたと考えられます。

条々　恵光寺
一、於当寺殺生付狼藉人之事
一、当寺屋敷町裏惣並之外　ヨリ
　東西五十九間、南北四十六間之事
一、当寺内幷門前諸役之事
右条々堅令停止訖、屋敷内何之地相受云
共、先年相渡以旨、可為進退、若違背於
輩者、可処罪科者也、仍如件
天正六年九月三日　　金森五郎八
　　長近

なお、「当寺屋敷、町裏惣並之外」（第二条）とは、寺町通りが大野城から見て町の裏（東端）にあたり、恵光寺がその外（東側）に建つことを意味することから、天正 6 年（1578）までに大野城下町の町割りができていたことがわかります。

## 展示資料5　金森長近書状

時代　（天正 7 年（1578））10 月 17 日
所蔵　恵光寺（日吉町）

大小一揆の乱（1531）以降、朝倉氏は越前国内での本願寺派門徒への弾圧を強めました。浄土教の一派である時宗は本願寺派と同じく名号「南無阿弥陀仏」を唱えることから、混同されることを避け、天文 2 年（1533）、恵光寺（日吉町）は門徒に対して称名を禁止しました。大野郡司・朝倉景高はすぐに恵光寺門徒の安全を保障し、称名を再開させました（恵光寺文書）。

織田信長の越前一向一揆攻めによって大野郡を手に入れた金森長近公でしたが、本願寺派と時宗の違いを理解し、山中道場での恵光寺門徒の活動を認め、信仰を弱める必要がないとしています。

領主・時宗ともに、本願寺派に強い警戒心をもっていたことがわかります。

恵光寺時衆門徒中参詣並所々道場之事、
如先々立置之、彼寺無退伝之様、諸事可
令馳走候、於不能承引者、急度可申付者
也
（天正七年）
十月十七日　　金森五郎八
　　長近
時衆
山中道場中

## 展示資料6 遠藤惣兵衛書状

時代　年不詳 2 月 16 日
所蔵　称名寺（福井市折立）

年不詳 5 月 12 日、北ノ庄の柴田勝家の奉行・柴田勝定は称名寺（福井市）に対して本願寺派門徒の探索を命じました。これを受けて称名寺は、本願寺派の女性門徒を捕らえたことを金森長近公に届け出ました。

このとき長近公は岐阜に行っており不在だったことから、家臣の遠藤惣兵衛が報告を受け取り、その手柄を長近公に伝えるとしています。続けて惣兵衛は、購入してでも刀を携帯することを求めています。

尚以彼女之事、御手柄と皆々被申候、し細ハ
金掃・又兵より御折帋を以被申候、以上、
女御とらへ候て被遣之候、五八一昨日以前ニ岐阜
へ罷越候、今日注進可申候、各御手柄と申事ニ候、
いよ〳〵其元之義堅可被仰付候、下々刀之儀、今
時分之事候間、不苦候間、もとめ候ても御さゝせ
可然存候、し細御使僧へ申渡候、自然於此方御用
候儀共可被仰付候、不可有疎意候、恐々謹言、

二月十六日　　遠藤惣兵衛
　　貢

折立之
称名寺
御同宿中

こうした真宗高田派寺院の武装化を求める動きは勝家やその重臣の佐久間盛政にも見られることから、信長勢は精力的に真宗高田派寺院を利用していたことがわかります。

## 展示資料7 遠藤惣兵衛書状

時代　天正 3 年（1575）11 月 25 日
所蔵　称名寺（福井市折立）

遠藤惣兵衛は金森長近公に従い大野郡侵攻に参加し、負傷した長近公を救出した人物です。名前から美濃国郡上郡（岐阜県郡上市）の小駄良遠藤家との関連も考えられますが、詳しくはわかりません。

惣兵衛は大野郡平定後も長近公の近くに仕えていたようで、まだ郡内に残っている本願寺派門徒に対して、真宗高田派に転派し、専福寺（友兼）・称名寺（福井市）・法光寺（福井市）の門徒になるよう命じています。

当郡中本願寺門徒之事、企悪行候
付て、雖可被加成敗候、高田専福
寺・称名寺・法光寺江出入可仕
旨、被申付候条、早々可罷出候、
若何かと相紛候輩於在之者、可為
曲事之由候、猶使可被申候、恐々
謹言、

天正三
十一月廿五日　　遠藤惣兵衛
　　貢

大野郡之内在々所々
御給人衆
百姓中

北ノ庄の柴田勝家の奉行・柴田勝定も称名寺に本願寺派門徒の探索を命じており、真宗高田派を利用した本願寺派の弱体化は大野郡内や惣兵衛単独のものではなく、織田信長勢全体の意向を受けたものと思われます。

## 展示資料8 佐良谷村惣代左衛門等連署請文

時代　天正 3 年（1575）12 月 1 日
所蔵　称名寺（福井市折立）

遠藤惣兵衛書状（№7）を受けた書状と思われます。

かつて村人全員が本願寺派門徒だった大野郡皿谷・所谷・中・大谷・籠谷・木吉・山中の芦見谷の 7 カ村（福井市）の各惣代が金森長近公に宛てた誓約書です。「本願寺派門徒として処刑されるべきところを、真宗高田派への転派によって命を助けられた」と感謝を伝え、「寺役」を務めあげることを誓っています。

当村之儀、本願寺門徒に付而、雖可被成御成敗候、高田三ケ寺江御門徒被仰付候、忝存候、然者向後いかやうにも寺役可相働候、万一違乱存分申候者、急度可成御成敗候、仍如件、

天正三　八
十二月一日　さら谷村堂下
〃　惣代左衛門
ところ谷村
惣代左衛門太郎
中村
惣代小五郎
大谷村
惣代甚兵へ
かこや村
惣代左衛門九郎兵へ
けうし村
惣代孫三郎
山中村
惣代与五郎左衛門

金森五郎八殿様
参

ここでいう「寺役」とは、寺の運営のサポートだけではなく、おそらく本願寺派門徒の探索・通報も含まれていたと思われます。

## 展示資料9 横山山城守家士武功書

時代　元和 2 年（1616）・明治 14 年（1883）写し
所蔵　石川県立図書館

加賀藩（石川県・富山県）の家老・横山長知の家臣・斎藤内蔵助はかつて金森長近公に仕えており、大野郡での長近公の様子を記しています。

・北袋（勝山市）で牢人（浪人）と一揆衆が連合して大野郡で放火をした。
・牢人と一揆衆が矢戸山（現在地不明）に立て籠り、長近公らと衝突した。

・原政茂（はらまさしげ）の家臣・辻弥助が謀反を起こしたので、金森可重（ありしげ）（長近公の養子）が討ち取った。
・長近公が飛騨国（ひだのくに）（岐阜県北部）に移ると決まった際、留守を狙って牢人と一揆衆が放火した。

大野城を築城し、大野城下町を整備した後も、長近公の苦労は絶えなかったようです。

弐百石　　斎藤内蔵助

一、私義、生国越前ニ而、信長之御代ニ越前大野郡金森法印江被下候砌、法印江奉公ニ罷出候、然処北袋与申所ニ国々牢人并一揆共申合、大野郡之内放火可仕之由申而、堺目矢戸山と申高山ニ多人数を以取あかり申候付、日根野備中・同弥次右衛門両人大将ニ而及合戦候、我等も其手ニ有合申間、首ニツ討取申候、一人ハ組討ニ仕候、右之様子存知候桜井五右衛門と申仁、今ニ有之候事、
一、大野ニ而原殿家中ニ辻弥助と申者心替仕候処ニ、金森出雲被聞付、彼者宿江自身被懸寄、家を取巻被申候間、我等も三ヶ所深手を負申候得とも、あひ切ニ仕、終ニ切倒之、其内三人手負御座候、右之様子、長屋平左衛門被存候御事、
一、大野ニ而知行之堺目を波多野新太郎と申仁と争、我等兄弟三人奉行を仕候て、上から上させ候処、新太郎方ゟ百人計寄セ候而、此方を追上可申と仕候処ニ、兄弟三人と仕、先ニすゝミ申者を切立、七・八人ニ手をおわせ追立申候、此様子、長屋平左衛門方被存候御事、
一、金森法印ニ飛州を被下候、法印ハ上方へ被罷登留守中ニ、国々之牢人并一揆共取立在々致放火、宮と申所之城を取巻申ニ付、金森出雲宮江手遣被仕候処ニ、我等も彼先懸一番ニ首討申候、右之様子、水野内匠・長屋平左衛門可被存候御事、
一、飛州ニ而金森法印入国之刻、国々牢人之内徒者共川原へ打入候而、在々夜討を入、百姓共迷惑かり申ニ付、私ニも致才覚、彼徒者共搦取申候歟、不然ハ討捨ニも仕候へと被申付候ニ付、方々相尋申候処ニ、折節紛者ニ罷成、大坂与申所罷通申処を見合候而、四人搦取、高原と申所ゟ引上申候、此義ハ長屋平左衛門方能々被存候御事、
右之条々少も相違無御座候、以上、



## 金森長近公（かなもりながちかこう）のまちづくり

戦国時代、領民が住む農村を束ね、地方同士の連絡調整をするために、「地方都市」が必要となりました。そこで、全国の武将たちは荒地や林野を開拓して地方都市「城下町」を整備しました。しかし、ゆかりのない土地に移住する者は少なかったため、税の免除や商売上の特権などのメリットを示して、近隣から人を集めて町としました。

金森長近公が大野城下町を整備する前、すでに春日神社（春日）の北一帯を中心として「町」が形成されていて、（旧）美濃街道に沿って都市として発展をしていたようです。この区域は江戸時代には「古町（ふるまち）」と呼ばれ、現在も小字名として残っています。

寺町が他の南北路と傾きが違うのは、古町の道筋を引き継いでいるためで、その西に広がる大野城下町は、古町を北西に拡張させて整備したことがわかります。

## かなもりながちかこういぜん　おおの　まち
## 金森長近公以前の大野の町




※ ═ は長近公以前のものと思われる道路
　 ┈┈ は江戸時代の主要な道路
　 ◌ で囲んだ野口村、古町の範囲は不明

出典：『大野市史』通史編（上巻）

## ながちかこう　ほうしん
## 長近公のまちづくりの方針

農村は、山や川など自然の地形に合わせてできあがりましたが、計画的に整備された城下町には、領主（＝城主）のまちに対する考え方（方針）が反映されています。

大野城下町は、

①南北の長方形に区割りしている

②主要街道（美濃街道）が南北方向に整備されている

③職人町などの町通りが南北に整備されている

など、まち全体が城郭に対して横向きに整備されています。

これでは東西（まちの奥行き）の幅が薄くなるため、大野城が敵軍に攻められた時の防

衛力は低くなります。しかし、領主（城主・藩主）が通行する大手道（七間町通）に面する商家は限られ、その他の通りでは、領主の通行時にも変わりなく商売を続けることができました。このように金森長近公の整備した大野城下町は、町人の経済活動を活発にさせることを重視したもので、戦国時代には珍しい方法です。

こうしたまちづくりの方針には、長近公が青少年期を過ごした近江金森が、志那街道を生かした寺内町として発展していたことも影響しているようです。

長近公の城下町に対する思いは江戸時代以降にも引き継がれ、七間町を軸として発展を続けました。

## 展示資料 10 金森長近鍛冶座安堵状

時代　天正 3 年（1575）12 月 26 日
所蔵　個人

当郡鍛座之事、惣中へ不及案内新儀ニ入事、幷かま・鍬・釘等何も諸道具ふり売令停止上ハ、惣鍛中可為進退者也、仍状如件

天正三
十二月廿六日　　金森五郎八
長近

大野郡惣鍛衆中
土蔵宗左衛門

「座」とは同業者組合のことで、領主に金銭を納めるかわりに、独占権などの特権を認められていました。織田信長の安土城をはじめ多くの城下町で「楽座」（座の解体）が実施されていましたが、金森長近公は大野城下町では鍛冶座の特権を保護しました。

座への特権とは、同業者の新規参入には「惣中」（座の加入者）の許可を必要としたり、座に加わっていない者による鎌・鍬・釘などの行商を禁じるもので、これらは朝倉時代から認められていました。

このように特権を認めることで商工業者を大野城下町にとどめ、商工業の統制を図るとともに、営業税の安定した徴収を目指していたものと思われます。

## 展示資料 11 遠藤盛枝鍛冶職安堵状

時代　年未詳 9 月 28 日
所蔵　個人

遠藤盛枝は美濃国を本拠とする武将で、八幡城（岐阜県郡上市）の城主です。父の代か

ら美濃斎藤氏に属していましたが、斎藤氏の滅亡とともに織田信長に属しました。天正3年（1575）の信長の越前一向一揆攻めに際しては大野郡で金森長近公と合流し、大野郡侵攻に加わりました。

当史料では、№10で保証した「座の安堵」の一端として、「鍛冶職の他所への転出を防ぐために、相応に世話をする」という長近公の意向を伝えています。

盛枝は信長配下であり、長近公とは主従の関係ではありませんでしたが、大野城下町の安定に協力をしたようです。

当町鍛冶衆之儀、他所へ越候ハぬ様ニ其
ニ涯分馳走有へく候、其段最前より五郎
八被申候間、先従我等如此候、かしく

九月廿八日　遠藤六郎左衛門尉
盛枝

土蔵かぢ
惣左衛門との

江戸時代、城下町に整備された職人町と年貢率




多くの城下町では町地子（土地にかかる年貢）は免除されていましたが、大野城下町は「面積1反（約990㎡）あたり米2斗分の銀」と定め、図のように、場所によって年貢率（免）を変えていました。田畑の年貢率の平均が3割2分8厘でしたので、町家、とくに美濃街道に沿った町（一番下町、七間町、五番町）の年貢率は非常に高かったことがわか

ります。

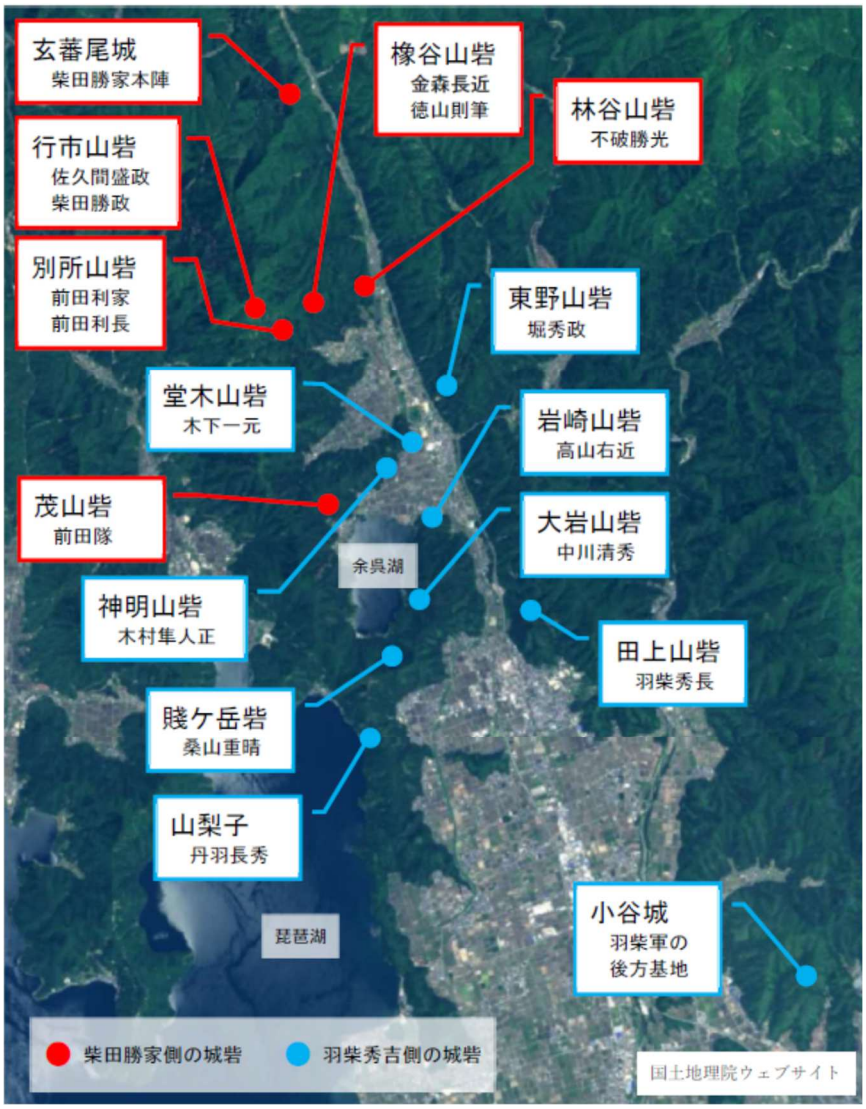
町人たちが高い年貢を収めることができたのは、金森長近公が大野城下町に移動させた美濃街道が、江戸時代になってからも経済を潤すことに役立っていたことを示します。

## 賤ケ岳の戦い

天正10年（1582）、金森長近公の主君・織田信長が本能寺の変で自害すると、その後継者をめぐって羽柴（のちに豊臣）秀吉と北ノ庄（現在の福井市）の柴田勝家が対立しました。天正11年、ついに近江国の賤ケ岳付近（現在の滋賀県長浜市）で合戦に発展し、織田勢力を二分させました。

前田利家と不破勝光（ともに府中三人衆）、長近公は「越前衆」として勝家に味方しましたが、合戦が始まるとすぐに戦線を離脱したことで勝家軍は敗北。勝家は退却した北庄城で自害し、秀吉が信長の勢力を継承することとなりました。

長近公らの裏切りは、事前に秀吉から配下になるよう誘われていたためと思われます。




## 展示資料12　金森長近書状

時代　年不詳9月23日
所蔵　金森左京家　（保管　越前市教育委員会）

年は不詳ですが、天正12年（1584）と考えられています。羽柴（のちに豊臣）秀吉から飛騨攻めを命じられた金森長近公は、石徹白彦右衛門長澄に命じて飛騨国内の情勢を報告させました。また、長澄は領主・姉小路氏（三木氏）によって飛騨を追われた浪人達を多数養っていたようで、長近公は浪人衆へ「油断無く才覚あるべし」と伝えていることから、飛騨攻略にはこうした浪人衆の加勢もあったようです。

石徹白氏は石徹白城（岐阜県郡上市白鳥石徹白）城主の家柄で、長澄は大野郡司の朝倉景鏡に仕え、のち、秀吉から1，500石の知行を受けて、長近公の指揮下に入りました。

猶以無油断注進専要候〳〵、将亦
先日遣候案文之ことく、秀吉公へ
之御返事相調急々待入候、飛刕之
事窺何様ニ候共、我々儀ハ善悪郡
上迄可出勢候間、右御返事一刻も
早々相調可被申儀専一ニ候、以上、
昨日之書中今日巳刻到来候、其
元取沙汰之躰先注進之趣尤候、
一、飛国之事右之分候ハヽ、早追々
可在其聞候、重而之一左右慥ニ
無之事不審千万ニ候、能々聞届
注進待入候、
一、白河へ両人遣候由尤候、飛国之
儀河備方へハ慥可相聞候間、白
河ゟ注進候者是迄又々早々此方
へ可被申越候、
一、牢人衆へ無油断才覚可在由可
被申候、当面軈而開陣にて候聞、
早々様躰可被申越候、謹言、

五八

巳刻
九月廿三日

石徹白彦右衛門殿

## 展示資料13　金森長近書状

時代　年不詳9月3日
所蔵　金森左京家　（保管　越前市教育委員会）

天正13年（1585）、羽柴（のちに豊臣）秀吉から飛騨攻めを命じられた金森長近公は、領主・姉小路（三木）頼綱を討ち、翌年には飛騨国内で起きた一揆も平定したことで、秀吉から飛騨一国を与えられました。

飛騨国は一国合わせても知行高は4万石足らずでしたが、干拓地や金銀山運上にかかる高を合わせると9万石以上であり（「飛騨国中案内」）、また、飛騨国主と

尚以馬之事、駒ニても又ハだ馬ニても見立、可然候ハヽ、
いかほとも其方在所石徹白迄ひかセ候ていかるねく候、
態令申候、仍其国之儀大野と相隔、殊上方へ出入不自由之
間、色々御理申上表候、就夫塚廻ニて御知行給候、大野之
儀も勿論無別儀候間、於拙子ハ可心安候、一段之仕合共
候、然共其国へハ稲葉勘右衛門方先可被遣由被仰出候、其
間之儀下々猥無之様ニ堅被入念可被申付候、国衆之事も
稲葉右へ具申談候間、不可有別儀候、委細ハ喜三かたまて
以一書申遣候間、諸事被相談喜三次第ニ可在之候、万端機
遣之事油断有間敷候、猶正村又八郎申含候、恐々謹言、

五八入

卯刻
九月三日

石徹白彦右衛門殿

進之候

しての地位を得られる栄進でした。しかし長近公は、「大野と相隔（あいへだたり）、殊上方出入不自由（ことにかみがたへのでいりふじゆう）」（飛騨は大野郡から離れており、秀吉のいる京都への移動も不便）といって、大野郡を離れることに消極的でした。

## 飛騨高山（ひだたかやま）

天正（てんしょう）13 年（1585）、羽柴秀吉（はしばひでよし）の命を受けた金森長近公は飛騨国（ひだのくに）（現在の岐阜県北部）を攻め落とし、その戦功として飛騨一国を与えられ、飛騨国主として高山の鍋山城（なべやまじょう）を拠点にしました。

天正 18 年（1590）に高山城（たかやまじょう）の築城に着手し、慶長（けいちょう）10 年（1605）ごろに完成しました。天守は江戸時代に取り壊されましたが、建物が東山寺院群（高山市内）などに移築され、日本遺産「飛騨匠（ひだたくみ）の技（わざ）・こころ」の構成文化財になっています。



高山市三町伝統的建造物群保存地区

高山の城下町は武家地より町人地の方が広く、大野と同様、商工業を重視したことがわかります。面影を残すこの町並は、国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されています。

## 美濃上有知（みのこうずち）

慶長（けいちょう）10 年（1605）、80 歳を越えた金森長近公は、飛騨一国と高山城（たかやまじょう）を養子の可重（ありしげ）に任せ、自身は上有知（こうずち）（現在の岐阜県美濃市）の鉈尾山城（なたおやまじょう）に入り、さらに小倉山城（おぐらやまじょう）を築いて移りました。

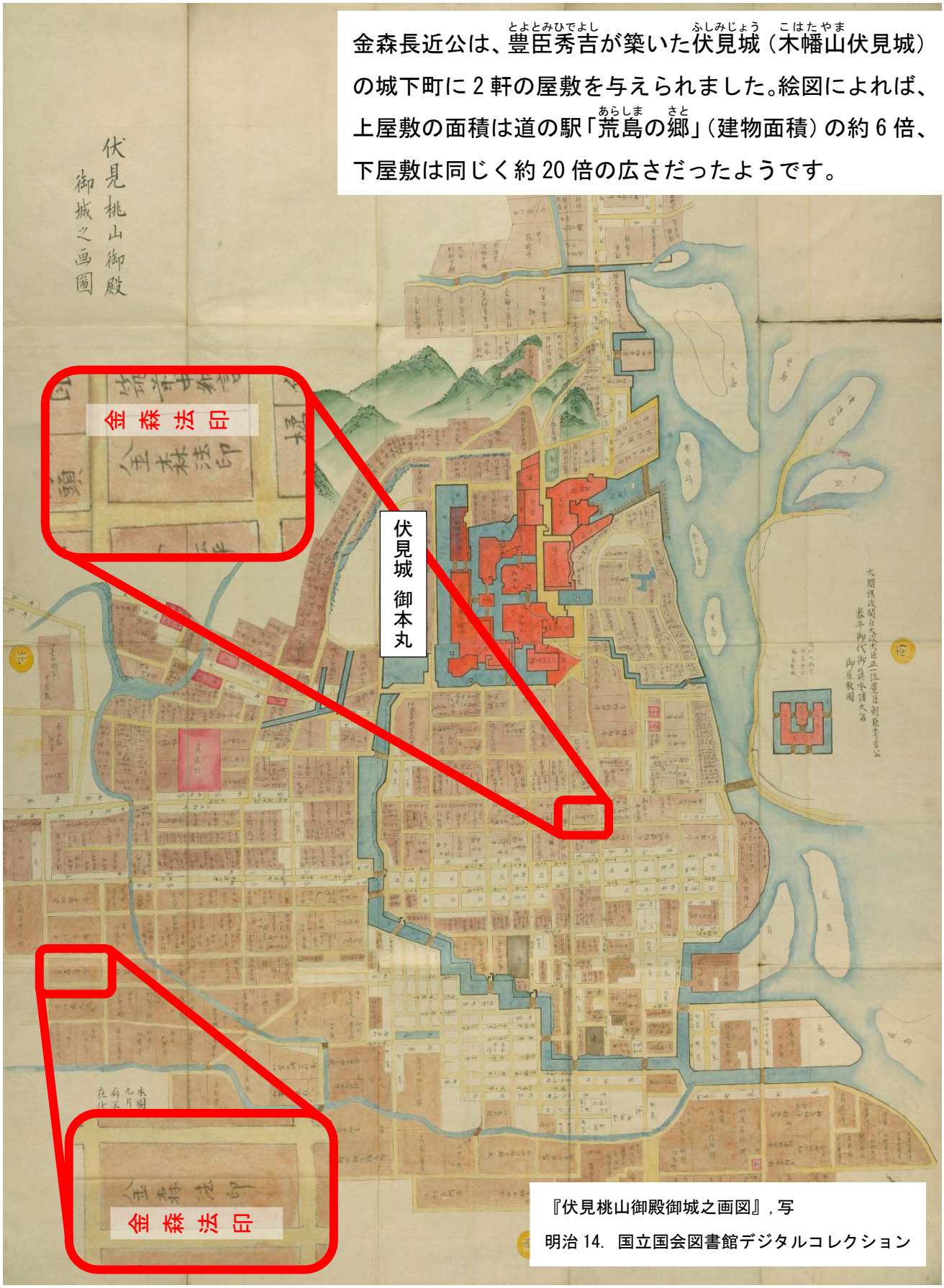
長近公は上有知でも領内の産業を活性化しました。紙・茶・雨傘・養蚕・生糸・織物などを奨励しましたが、特に製紙業に注目しました。紙専門の六斎市（ろくさいいち）を開き、長良川沿いに川湊「上有知湊」を築いて流通・交通の要所としました。美濃和紙の集散地となった上有知は栄え、のちに城下町から和紙中心の商業町へと転換していきました。現在は、「うだつの上がる町並み」として国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されています。



重要伝統的建造物群保存地区
うだつの上がる町並み

# ふしみやしきあとち
# 伏見屋敷跡地

金森長近公は、豊臣秀吉が築いた伏見城（木幡山伏見城）の城下町に 2 軒の屋敷を与えられました。絵図によれば、上屋敷の面積は道の駅「荒島の郷」（建物面積）の約 6 倍、下屋敷は同じく約 20 倍の広さだったようです。




『伏見桃山御殿御城之画図』, 写
明治 14. 国立国会図書館デジタルコレクション

# 長近公菩提寺

金森長近公は、慶長13年（1608）8月12日、京都伏見で亡くなりました。享年85歳でした。

金森可重は高山城下に素玄寺（曹洞宗）を建て、長近公の菩提寺としました。寺号の「素玄」は、長近公の法名「金龍院殿前兵部尚書法印要仲素玄大居士」に因んでいます。

のち、大徳寺塔頭（大寺院の境内に建つ寺院）の金龍院（京都市北区）に改葬されました。金龍院は織田信長の菩提を弔うために長近公が建てた寺院で、金森氏の墓所にもなっていたためです。明治22年（1889)、区画整理のため金龍院が廃寺となったので、今は龍源院（大徳寺塔頭・京都市北区）に改葬されています。




素玄寺（高山市）



金龍院跡地(京都市)

# 展示資料14･15 金森長近 位牌

時代　江戸初期か
所蔵　恵光寺（日吉町）・専福寺（友兼）

慶長13年（1608）8月12日、金森長近公が京都伏見で死没すると、関係機関で菩提が弔われました。

長近公によって寺領の安全の保障を受けていた恵光寺（日吉町）や専福寺（友兼）では位牌が作られ、本堂内に安置されました。

恵光寺の札板には長近公の法名「金龍院殿要仲素玄大居士」が、専福寺の札板には

「金龍院殿前兵部尚書法印要仲素玄大居士」が記されています。

領主・長近公への深い支持を示す他、こうした長近公との関連品を所有することは、後世にわたり、来歴や寺格を証明することにも役立ちました。

## 展示資料 16　金森長近法名札

所蔵　個人

慶長13年（1608）8月12日、金森長近公が京都伏見で死没すると、関係機関で菩提が弔われました。

長近公によって座の特権が保障されていた大野鍛冶座では、法名札が作られました。札面には長近公の法名「金龍院前法印要仲素玄大居士」が記されています。

領主・長近公への深い支持を示す他、こうした長近公との関連品を所有することは、後世にわたり、座の地位の安定にも役立ちました。

## 『大野市史』通史編 上

時代　平成31年3月31日

大野市の縄文時代から幕末までの歴史について概要を解説している書籍。平成31年に大野市教育委員会が発刊した。

金森長近公については第3章第5節で取り上げている。今回の特別展では展示を見送った史料（古文書）も取り上げており、長近公による大野郡への侵攻の状況や支配体制について、専門的な考察を平易な言葉で解説している。

なお、今回展示した史料（古文書）については、『大野市史』 社寺文書編 や『福井県史』資料編7 に翻刻（活字化した資料）が掲載されている。『大野市史』 社寺文書編 は完売しているが、同書「通史編 上」は、博物館受付でも購入可能である。

大野市制施行７０周年・金森長近公生誕５００年記念

